

# 新事業挑戦支援ガイドブック

中小企業新事業活動促進法により  
創業・経営革新・新連携を総合的に支援

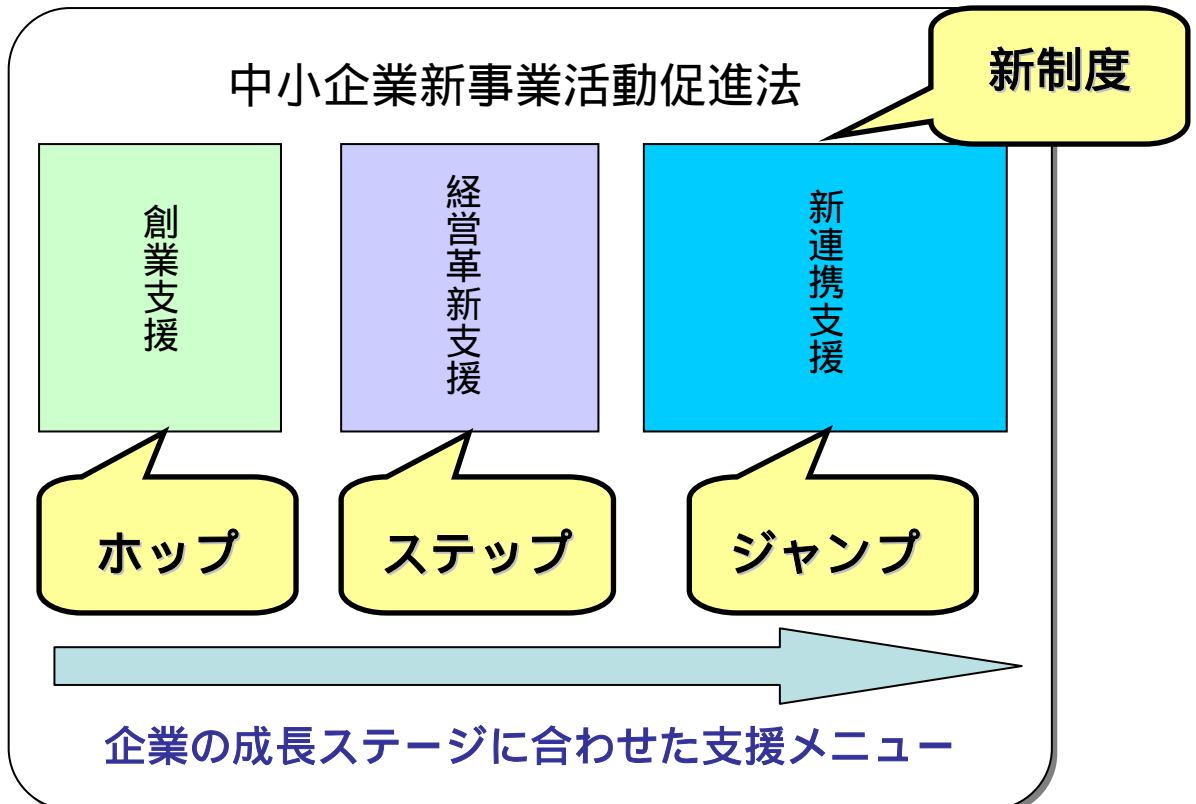
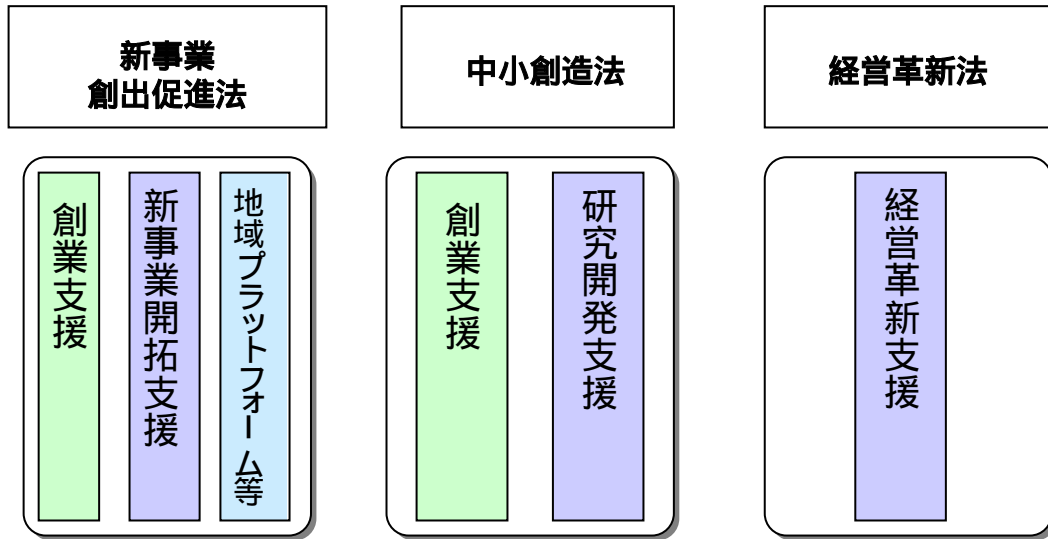
平成17年10月  
北海道経済産業局

# 目 次

1. 中小企業新事業活動促進法の概要	1
中小企業の定義	2
2. 創業支援	3
(1) 現状	3
(2) 支援対象	3
(3) 主な支援措置	4
最低資本金特例	4
国民生活金融公庫の新創業融資	5
北海道信用保証協会の創業関連保証	5
中小企業投資育成株式会社の支援	5
税制上の優遇措置	6
3. 経営革新支援	7
(1) 現状	7
(2) 支援対象	7
(3) 主な支援措置	8
経営革新補助金	8
政府系金融機関の低利融資制度	8
北海道の制度融資	9
北海道信用保証協会の信用保証の特例	9
小規模設備資金の特例	10
高度化融資	10
中小企業投資育成株式会社の支援	10
特許料減免措置	10
税制上の優遇措置	11
(4) 経営革新計画の承認までの流れ	12
(5) 事例紹介	13
4. 新連携支援	16
(1) 現状	16
(2) 支援対象	17
(3) 主な支援措置	19
新連携対策補助金	19
政府系金融機関の低利融資制度	20
北海道信用保証協会の信用保証の特例	21
高度化融資	21
中小企業投資育成株式会社の支援	22
特許料減免措置	22
税制上の優遇措置	22
IPA債務保証	22
(4) 新連携計画の認定までの流れ	23
(5) 事例紹介	24
問い合わせ先一覧	30

# 1. 中小企業新事業活動促進法の概要

- (1) 使い易さ・分かり易さを追求し、創業・経営革新等に関する従来からの施策を整理・統合。
- (2) 新たな動きである新連携に対する支援を追加し、施策体系全体を骨太化。



この他、中小企業技術革新制度、地域プラットホーム事業がある。

## 参 考 中 小 企 業 の 定 義

「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たせばOK！

会社、個人(主たる事業として営んでいる業種)	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は、航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業 旅館業	3億円以下 5千万円以下	300人以下 200人以下

従業員(常時使用する従業員)には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

個人については、従業員の条件に該当すれば対象となります。

組合等	対象となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、企業組合、協業組合	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉦工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること
社団法人	民法第34条の規定により設立された社団法人のうち、その直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

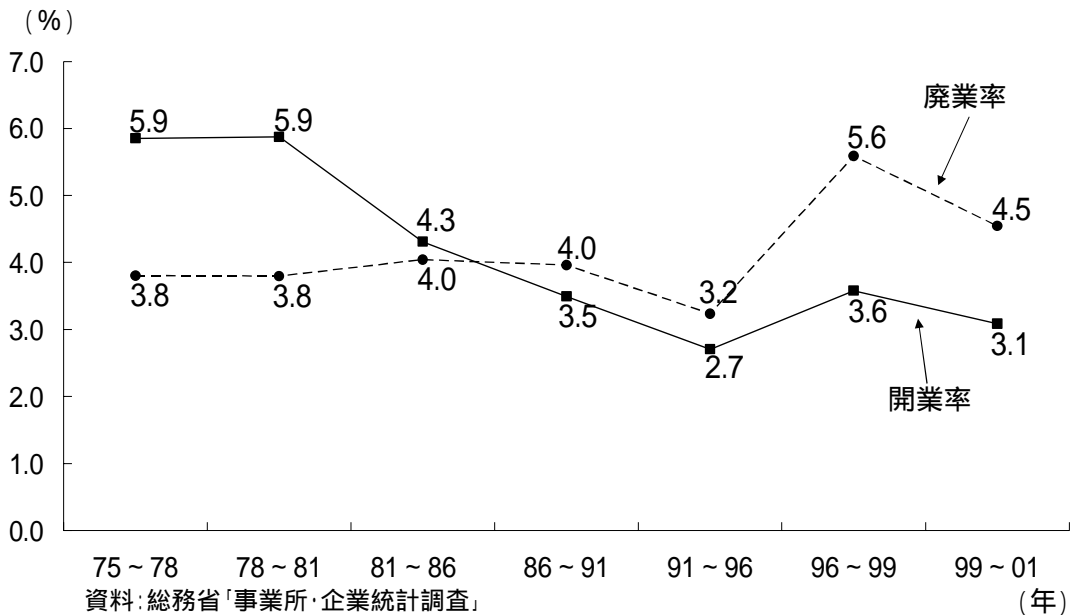
## 2. 創業支援

創業の活発化・多種多様な企業の登場は、我が国経済の活性化に不可欠であるため、創業に伴う不透明性・リスクを軽減し、創業活動を促進する。

### (1) 現状

1980年代以降、廃業率が開業率を上回る。

企業数による開廃業率の推移(非1次産業・年平均)



### (2) 支援対象

#### 【創業者】

これから事業を開始しようとする個人  
事業を開始してから5年未満の個人  
設立後5年未満の会社  
分社化して新会社を設立する予定の会社  
など

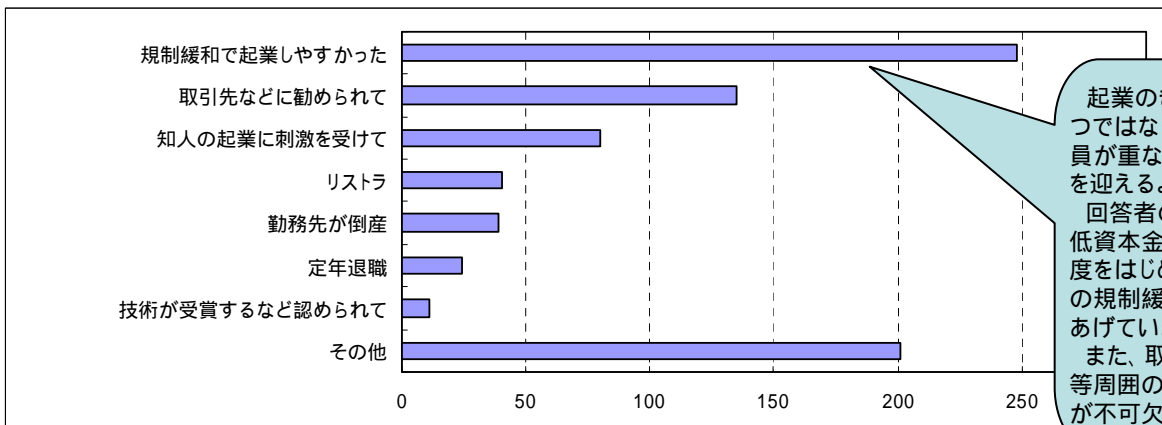
### (3) 主な支援措置

#### 最低資本金特例 ～ 資本金 1 円からの起業～

中小企業新事業活動促進法の特例として、北海道経済産業局に確認申請書を提出することにより、有限会社は確認有限会社、株式会社は確認株式会社として、資本金がそれぞれ300万円、1,000万円以下でも、5年を期限として設立することが出来ます。

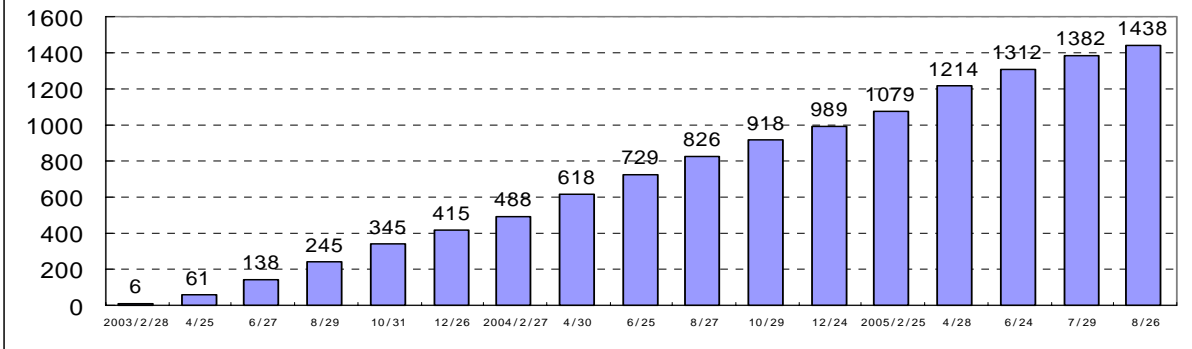
確認会社の設立手続きは、通常会社と同様ですが、出資金払込・登記の前に北海道経済産業局に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります。

「起業のきっかけ」最低資本金規制特例制度利用者アンケート(全国)より n=779



起業のきっかけは一つではなく、複数の要員が重なって決断の時を迎えるようです。回答者の多くは、最低資本金規制特例制度をはじめとする政府の規制緩和策を理由にあげています。また、取引先の勧め等周囲のバックアップが不可欠のようです。

「最低資本金規制特例」による設立会社数(北海道)  
(平成15年2月1日～平成17年8月26日)



北海道経済産業局調査結果(平成15年10月～平成16年2月、アンケート及びヒアリング)

#### 【設立会社の従業員数】

- ・調査回答企業の平均従業員数は、4.6人/社
- ・4.6人/社 × 1,312社 = 6,035人(平成17年6月24日現在)

#### 【創業、起業者のコメント】

- ・生活のことを考えるとなかなか決断できなかったが、知人から特例措置の話を知り、また、出資の話もあり、挑戦してみる気になった。(建設業)
- ・将来に不安があり、自分の可能性に賭けてみたいと思っていた時、特例措置が始まったことを契機に決断。(卸小売業)
- ・株式会社にするには資本金が足りなかったが、特例措置により可能となり、創業の時期を早めることができた。(製造業)

## 国民生活金融公庫の新創業融資 ～創業資金を借りたい～

融資限度額

750万円

無担保  
無保証人  
本人保証なし

金利  
3.00%  
(17.10.11時点)

融資期間  
運転資金：5年  
設備資金：7年  
(据置期間6か月以内)

融資対象者：a～cのいずれかに該当する方

- a 雇用（パートを含む）創出を伴う事業を始める方
- b 技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始める方
- c a又はbのいずれかにより開業した方で、税務申告を2期終えていない方など

融資条件：

融資額と同額以上の自己資金が必要

申込時提出書類：

- ・借入申込書
- ・開業計画書（ビジネスプラン）

詳しくは、国民生活金融公庫の道内各支店まで（P30参照）

【利用実績：平成16年度（北海道）】 276社

## 北海道信用保証協会の創業関連保証 ～創業資金を借りたい～

創業予定者や創業後5年未満の中小企業者と分社予定の中小企業者、又は分社後5年未満の中小企業者に対して、北海道信用保証協会が無担保・第三者保証不要の債務保証を行う。

保証限度額：1,500万円

## 中小企業投資育成株式会社の支援 ～出資等により自己資本を充実したい～

- ・中小企業投資育成株式会社からの株式、新株予約権、新株予約権付社債の引き受け、コンサルティングを通じて、自己資本の充実を図ることができる。

## 税制上の優遇措置

### 【設備投資減税】

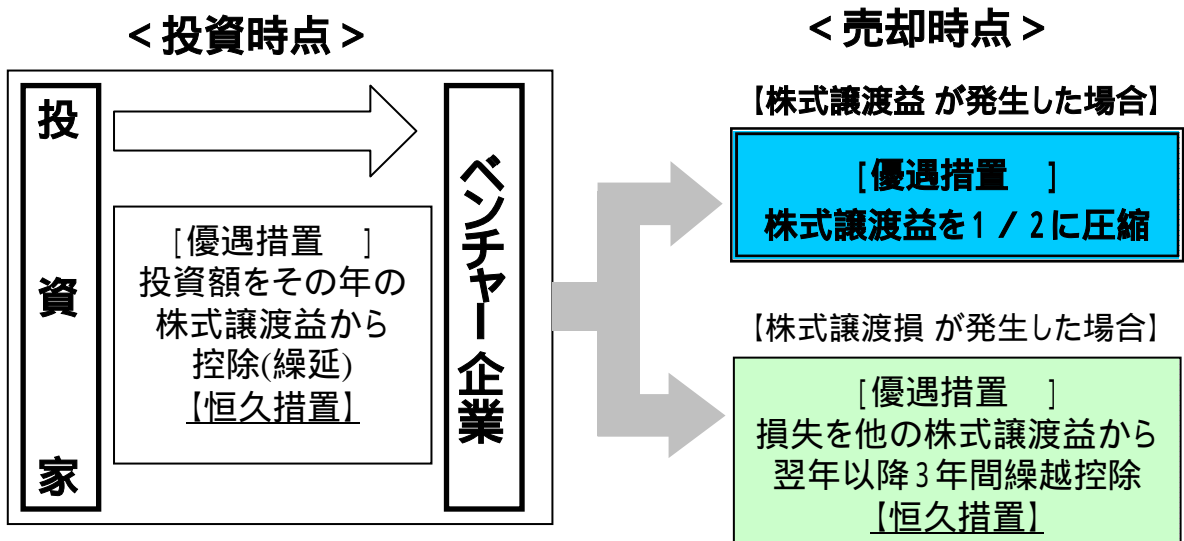
設立5年未満の中小企業者であって、製造業、印刷業、ソフトウェア業及び情報処理サービス業における創造的活動をする者が取得した機械装置等について、取得価格の7%の税額控除（リースの場合は費用総額の60%相当額の7%）又は初年度30%の特別償却を認める。

【対象設備】

- ・取得又は製作・・・1台又は1基の取得価額 280万円以上
- ・リース・・・1台又は1基のリース費用総額 370万円以上

### 【エンジェル税制】

エンジェル税制とは、ベンチャー企業による個人投資家(いわゆるエンジェル)からの資金調達を促進するための税制優遇措置。

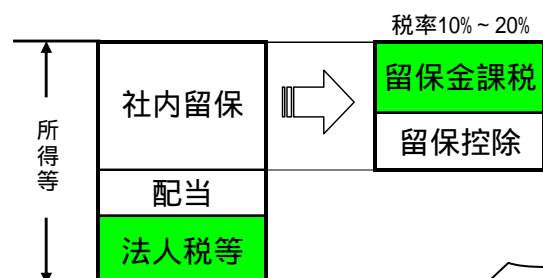


### 【留保金課税の特例】

中小企業をめぐる資金調達環境が依然厳しい中、意欲ある取組を行う中小企業の自己資本充実に向けた努力を促すため、設立10年以内の中小企業者に対し、留保金課税を停止する特例措置を講じる。

#### 参考：留保金課税制度の概要

間接的に配当を促すため、同族会社（3人以下の株主等で、持株割合が50%超の会社）が内部留保した金額に対して追加的に課税する制度。

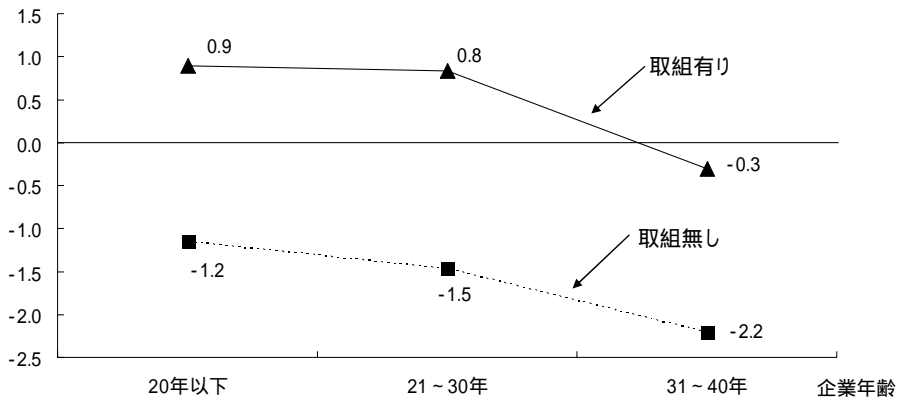


### 3. 経営革新支援

中小企業が新商品・新サービスの開発・提供等の経営革新を行うことにより、経営の向上を目指す取組を支援する。

#### (1) 現 状

##### 経営革新への取り組みの有無による成長率の違い



資料：経済産業省「企業活動基本調査（平成10年）」再編加工  
経済産業省、中小企業庁「商工業実態基本調査（平成10年）」再編加工  
中小企業庁「企業経営革新活動実態調査」（2001年）  
（注）成長率は単純年平均で算出している。

#### (2) 支援対象

経営革新計画について北海道の承認を受けた中小企業者・組合等  
【承認実績：平成11年7月-17年7月（北海道） 374社】

##### 【経営革新計画の要件】

新商品の開発又は生産  
新役務の開発又は提供  
商品の新たな生産又は販売の方式の導入  
役務の新たな提供の方式の導入  
の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図るもの。  
3 - 5 年計画

経営の相当程度の向上

計画終了時において、次の a 及び b の指標の目標伸び率となることが必要。

a：「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）」又は「一人あたりの付加価値額（付加価値額／従業員数）が年平均3%以上アップ。  
3年計画：9%以上 4年計画：12%以上 5年計画：15%以上

+

b：経常利益が年平均1%以上アップ。  
3年計画：3%以上 4年計画：4%以上 5年計画：5%以上

### (3) 主な支援措置

#### 経営革新補助金

北海道から承認を受けた経営革新計画に従って実施する経営革新事業のための経費の一部を補助。

【補助率】 2 / 3 (国 1 / 3 北海道 1 / 3)

【補助対象事業】

動向等調査事業、 新商品・新技術・新役務開発事業、 販路開拓、 人材養成

【利用実績：平成13年度～16年度（北海道）】 44社

#### 政府系金融機関の低利融資制度

承認された経営革新計画に基づき実施する経営革新事業のための経費に対して、政府系金融機関(中小企業金融公庫・商工組合中央金庫・国民生活金融公庫)が低利で融資。

【利用実績：平成11年7月～17年3月（北海道）】 209社

	国民公庫	
	担保・保証人あり 注	無担保・第三者保証人なし
貸付限度額	設備資金 7千2百万円 運転資金 4千8百万円	2千万円
貸付利率	特利	特利 + 0.9%

注：国民公庫の融資は約9割が無担保で上乗せ金利無し。

#### 【金利】

基準金利 1.80%

特利 0.95%

(平成17年10月11日時点)

	中小公庫				
	担保・保証人あり	一部担保免除 (75%)	無担保	無保証	無担保・無保証
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	免除額上限 8千万円	1企業あたり 5千万円	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1企業あたり 5千万円
貸付利率	特利	特利 + 中小企業の信用リスク等に応じた上乗せ金利	特利 + 中小企業の信用リスク等に応じた上乗せ金利	特利 + 0.3%	特利 + 0.3% + 中小企業の信用リスク等に応じた上乗せ金利

	商工中金			
	担保・保証人あり	一部担保免除 (75%)	無担保	無保証
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	8千万円		設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円
貸付利率	特利	特利 + 中小企業の信用リスク等に応じた上乗せ金利		特利 + 中小企業の信用リスク等に応じた上乗せ金利 + 0.4%

(注) 中小公庫・商工中金は2億7千万円以内は特利、それ以上は基準利率

## 北海道の制度融資 ～事業革新貸付～

北海道は、新技術・新製品等の開発や活用、或いは事業の多角化や新たな事業分野への進出等を行う中小企業者などのために、市中金融機関を通じて低利で融資を行う。

【融資限度額】 1億円

【融資期間】 10年以内(うち据置期間1年以内)

【金利】 (平成17年4月1日時点)

固定金利: 3年以内 1.3% 5年以内 1.5%

7年以内 1.7% 10年以内 1.9%

変動金利: 1.3%

【信用保証】 必要により北海道信用保証協会の保証付きとなる。

【利用実績:平成11年7月～17年3月(北海道)】 42社

## 北海道信用保証協会の信用保証の特例

北海道から経営革新計画の承認を受けた中小企業者は、以下の措置を受けることが可能となる。

【利用実績:平成11年7月～17年3月(北海道)】 42社

## 普通保証・無担保保証・無担保無保証人保証の別枠化

【一般の保証限度額】

普通保証(企業): 2億円

(組合): 4億円

無担保保証: 8,000万円

無担保無保証人保証: 1,250万円

+

【別枠】

普通保証(企業): 2億円

(組合): 4億円

無担保保証: 8,000万円

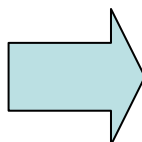
無担保無保証人保証: 1,250万円

## 新事業開拓保証の限度枠拡大

【一般の保証限度額】

企業: 2億円

組合: 4億円



【枠拡大】

企業: 3億円

組合: 6億円

## 小規模設備資金の特例

経営革新計画に従って実施する経営革新事業のための設備導入を行う小規模事業者等(常時使用する従業員数が50人以下)は無利子で融資を受けられる。

**【利用実績:平成11年7月～17年3月末(北海道)】 2社**

貸付限度額 : 6千万円(所要資金の2/3以内)

貸付利率 : 無利子

償還期間等 : 7年以内(公害防止等施設12年以内)、据置1年以内

担保・保証人 : 連帯保証人又は物的担保

## 高度化融資

経営革新計画に基づき、集団化等の高度化事業を実施する組合等に対し、中小企業基盤整備機構は資金支援を行う。

### 【制度概要】

(1) 貸付対象資金 : 土地、建物、構築物、設備

(2) 貸付金利 : 無利子

(4) 貸付期間 : 20年以内(うち据置3年以内)

(5) 貸付割合 : 80%

## 中小企業投資育成株式会社の支援 ～出資等により自己資本を充実したい～

- ・ 中小企業投資育成株式会社からの株式、新株予約権、新株予約権付社債の引き受け、コンサルティングを通じて、自己資本の充実を図ることができる。

## 特許料減免措置

経営革新計画の承認を受けた中小企業(経営革新計画終了後2年以内の中小企業も対象)のうち、技術開発を行う研究開発事業に係る特許申請を行う際の審査請求料・特許料(第1年～第3年)を半額に軽減する。

## 税制上の優遇措置

### 【設備投資減税】

北海道から承認を受けた企業が取得した機械装置等について、取得価格の7%の税額控除（リースの場合は費用総額の60%相当額の7%）又は初年度30%の特別償却を認める。

【対象設備】

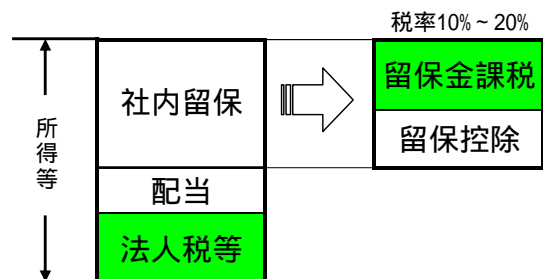
- ・取得又は製作・・・1台又は1基の取得価額 280万円以上
- ・リース・・・1台又は1基のリース費用総額 370万円以上

### 【留保金課税の特例】

中小企業をめぐる資金調達環境が依然厳しい中、意欲ある取組を行う中小企業の自己資本充実に向けた努力を促すため、経営革新計画承認企業に対し、留保金課税を停止する特例措置を講じる。

#### 参考：留保金課税制度の概要

間接的に配当を促すため、同族会社（3人以下の株主等で、持株割合が50%超の会社）が内部留保した金額に対して追加的に課税する制度。



## (4) 経営革新計画の承認までの流れ

### まずは北海道へお問い合わせください。

- ・対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援措置の内容等を気軽にご相談ください。

**問い合わせ先：P 30 参照！**

- ・北海道庁のホームページも併せてご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.jp>

[/keizai/kz-ssnko/sanshin/keieikakusin/index.htm](http://www.pref.hokkaido.jp/keizai/kz-ssnko/sanshin/keieikakusin/index.htm)

支援メニューの詳細や申請書の具体的な記入方法を記載した「手引き」（北海道庁のホームページからも入手可能）も参考にしてください。

### 必要書類の作成・準備

- ・経営革新計画を作成の上、記載要領等を参照して申請書を作成してください。
- ・計画承認申請書は、北海道の各支庁に用意しております。

**問い合わせ先：P 30 参照！**

- ・また、北海道庁のホームページ内の北海道申請届出窓口「申請堂」からダウンロードすることが可能です。

<https://shinseido.ar.pref.hokkaido.lg.jp/>

各支庁や（財）北海道中小企業総合支援センター、商工会・商工会議所等では、申請書の書き方やビジネスプランの策定の仕方等をアドバイスしています。

### 申請書の提出

- ・提出先は、申請者の本社所在地のある北海道の支庁です。
- ・承認後、融資、保証等の支援メニューを利用する場合には、計画申請と平行して当該関係機関と密接な連絡を取ってください。

・申請書受理から承認までかかる期間はおよそ1か月以内です。  
・申請内容の確認のため、何度か書類のやり取りを行うことがあります。

### 承認

- ・承認後、各関係機関の審査を経た上で、各種支援メニューが利用できます。

## (5) 事例紹介

### 新しい商品やサービスの開発に取り組んだ事例（その1）

株式会社 テスク

建築工事業

札幌市西区

#### 利用した支援策

信用保険の特例、補助金

#### 経営革新計画のテーマ

外断熱工法をとりいれた高品質商品（内断熱建物）の販売による商品体系の整備並びにフランチャイズ加盟によるコストダウン及びパートナー募集による組織的営業体制づくりと営業力強化

#### 経営革新の特徴

承認年月 平成 14 年 1 月

計画年数 3 年

##### 経営革新に至る経緯

- ・ 当社は外断熱工法にこだわり、事業を展開している企業。
- ・ 外部専門家との共同研究による成果を結びつけ、鉄筋コンクリート造り外断熱建物として廉価な商品を開発、特許申請を行い発売。
- ・ 外断熱工法をとりいれた内断熱建物を改良した新商品を販売したところ、地球温暖化防止対策の省エネ建物として好評であった。
- ・ このため、更にこの工法を普及させるために販売地域を拡大を目的に経営革新計画を立案した。

##### 経営革新計画の概要

- ・ 既存事業でのノウハウを生かし、外断熱工法を内断熱建物に取り入れる商品のコストダウンと改良を重ねることにより、商品体系を整備する。
- ・ フランチャイズ加盟により営業力の強化を図る。

##### 経営革新計画の結果・現状

- ・ 新商品の開発及び新たな販売方式の導入など、経営革新への取り組み姿勢が外部から評価され、営業上の効果があった。
- ・ 経営革新計画の承認及び経過説明により、社員の意識が高揚された。
- ・ フランチャイズ加盟による効果については、原価面では反映していないが、パートナー社向けには技術力と省エネ工法及び経営革新計画の承認が信用となり、パートナー数が順調に増加し、組織体制づくりが進んでいる。

##### 成功のポイント

- ・ 経営者が主体的に経営革新に取り組み、売上増とコスト低減及び経費削減による営業利益を向上させたこと、また新商品の販路開拓が成功したため。

#### 企業の概要

TEL 011-616-6600 URL <http://www.tsc-jp.com>

代表者 丹 征吉 | 創業 H8.1 | 資本金 50 百万円 | 従業員 55 人 | 売上高 4,195 百万円

- ・ 平成 8 年に鉄骨造在来改良型商品の受注を主として、建設業及び賃貸マンション管理業として営業を開始。9 年鉄骨造外断熱建物を販売、11 年には複合柱材の意匠登録、外断熱用の鉄骨造建築に用いる複合パネルの特許登録をした。13 年には鉄筋コンクリート造り外断熱建物の販売、鉄筋コンクリート造り外断熱建物改良型建物を発売し、この鉄筋コンクリート造りと外断熱工法をあわせてハイパール工法は公営住宅及び山形県の警察官舎にも採用されている。

## 新しい商品やサービスの開発に取り組んだ事例(その2)

株式会社 北一やまざき

その他の建物サービス業

帯広市

### 利用した支援策

政府系金融機関低利融資

### 経営革新計画のテーマ

新型設備の導入による乾式清掃サービス及び家事代行業務への参入

### 経営革新の特徴

承認年月	平成 12 年 3 月	計画年数	4 年
<p>経営革新に至る経緯</p> <ul style="list-style-type: none"><li>従来の湿式清掃サービスでは、床面を洗浄剤で洗うため、清掃時間がお客様のいない夜間や定休日に限られ、また工程が多岐にわたるため、大量の人員及び時間を必要とし、夜間休日割り増し時間給もかかるため人件費がかさんだ。</li><li>このため、乾式サービスを導入。</li><li>このことにより、業務に必要な人員が約半分になるのに加え、所要時間も半減するなど大幅な省力化につながると同時に、省力化によって生じた人員を利用し、家事代行サービスに参入することとした。</li></ul> <p>.....</p> <p>経営革新計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>乾式清掃サービスの導入 専用の清掃機械を導入し、1台の機械で、洗浄・汚水回収、拭き上げ乾燥・ワックス塗布をそれぞれ行う。</li><li>家事代行サービスへの参入 乾式清掃サービス導入により省力化した人員を利用、買い物の手伝いなど便利屋的サービスへ参入。</li></ul> <p>.....</p> <p>経営革新計画の結果・現状</p> <ul style="list-style-type: none"><li>乾式清掃サービスが順調で、新規大型店、24時間営業の店舗、新規開業病院等の顧客が増加している。</li></ul> <p>.....</p> <p>成功のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"><li>早い時期に乾式サービスを導入したことで、ノウハウをいち早く蓄積、地元店舗から信頼を得、固定客を得た。</li></ul>			

### 企業の概要

TEL 0155-26-1876

代表者	山崎 育子	創業	S54.3	資本金	32 百万円	従業員	50 人	売上高	286 百万円
<ul style="list-style-type: none"><li>ダスキン商品のリース販売を実施。昭和63年に清掃サービス業務を取り入れ、大型店、病院、老人介護施設等を中心に需要を伸ばす。更に乾式清掃サービスを導入し、サービスの向上、低コスト化、大幅な省力化を実現。また、省力化した人員を活用し家事代行業務に参入。</li></ul>									

# 商品・サービスを生産・提供する新しい体制づくりに取り組んだ事例

株式会社 アンビエンテ丸大

特別管理産業廃棄物処分業

旭川市

## 利用した支援策

政府系金融機関の低利融資、道の制度融資、信用保険の特例

## 経営革新計画のテーマ

ダイオキシン類排出規制に対応した新規設備導入を契機に処理能力増強と効率改善

## 経営革新の特徴

承認年月 平成 13 年 10 月

計画年数 3 年

### 経営革新に至る経緯

- ・ ダイオキシン類排出等廃棄物に関する規制強化に伴い、産業廃棄物処理に対する需要増加が見込まれていたが、当時の焼却設備は能力不足、連続投入・種類別焼却方式のため処理効率が低い及び規制強化に対応できないという課題を抱えており、また、これら課題が顧客ニーズを吸い上げられず営業上の支障になっていた。
- ・ そこで、新基準に対応した乾留ガス化焼却装置を導入し、それを契機に営業体制等も見直し、経営革新に取り組むこととした。

### 経営革新計画の概要

- ・ 乾留ガス化焼却装置を導入し、能力増強と一括焼却による焼却効率の改善を図り、焼却処理データを活用した提案型営業を推進し、売上増加を目指す。

### 経営革新計画の結果・現状

- ・ 乾留ガス化焼却装置設置を平成15年7月に完了、旭川市の許可を受け稼働を開始。
- ・ 処理能力向上により、平成16年4月から大口顧客（国公立・私立病院等）からの受注を獲得、売上増加を実現。また、新装置では燃焼データが取れるため、そのデータを基に排出事業者への的確な分別を提案する営業活動に生かす一方、廃棄物の組成等が把握できるため環境への負荷軽減に繋がる運転を実施している。
- ・ 更に法規制より厳しい自社目標値を達成するために廃棄物投入方法の改善や燃焼データの分析に取組み、安定燃焼を実現させている。

### 成功のポイント

- ・ 廃棄物排出に係る市場調査を実施し、これを踏まえた上で計画を立案。計画と実績の差異分析を継続して実施できた。
- ・ 計画が承認され、計画を発表することにより、社員の意識改革ができたこと。
- ・ 政府系金融機関の長期低利融資を得られ、財務体質の安定化を図ることができた。

## 企業の概要

TEL 0166-63-1511 URL <http://www.ambiente-m.co.jp/>

代表者 西野尾 孝子 | 創業 H元.9 | 資本金 50 百万円 | 従業員 23 人 | 売上高 293 百万円

- ・ 「環境保全と企業成長の両立」をテーマに、処理効率改善のみならず公害防止対策に力を入れ、リサイクルを始めとした環境保全に留意した取組を実施。市立病院等医療機関や管内ホテル・製造業者等多数の顧客を持ち、特別管理産業廃棄物の高温焼却処理や産業廃棄物の処理を実施、安定した業績を上げている。

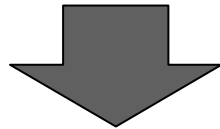
## 4. 新連携支援

経営資源の限られる中小企業において、「強み」を相互に補完しながら中小企業が他者と連携することを後押しし、市場化・事業化につながる取り組みを支援する。

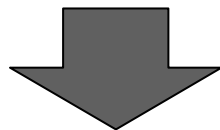
### (1) 現 状

#### 事業を巡る環境の構造変化

1. 競争環境の進展によるビジネス時間軸の短縮化
2. 高度な技術を組み合わせた高品質・高付加価値化の必要性の増大
3. 需用者サイドの要求の高度化  
(従来の取引慣行に捕らわれない「性能発注」の増大等)



個々の中小企業が自らの力で経営資源の不足を克服し、高度化した市場ニーズに対応することは、当該中小企業に膨大なコストとリスクを負わせることとなり、時間的にも対応困難。



他者との連携により相互に経営資源を補完し、高い付加価値を実現する事業計画（新連携）を支援。

支援を受けるためには、主務大臣（経済産業大臣ほか）の認定が必要。

## (2) 支援対象

### 異分野の事業者が連携している事業計画であること ～連携事業者等の要件～

- A 事業連携の核となる中小企業（コア企業）が申請者。
- B 連携事業者等は、異分野に属する事業者等で構成。  
「異分野」とは、日本標準産業分類における4桁分類において、異なる分類に属しているもの。ただし、同分類に属しているものであっても、連携事業を行うために持ち寄るノウハウや技術等の中身が異なる場合なども対象。  
日本標準産業分類は、総務省統計局ホームページに掲載されております。  
<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/3.htm>
- C 連携事業者等には、コア企業も含めて2以上の中小企業者の参加が必要。  
また、中小企業者同士の連携のみならず、大学、試験研究機関、中堅・大企業、公設試験研究所、NPO（特定非営利法人）等の他の関連事業者等との連携も可能。  
参加する営利企業のうち、企業数、あるいは事業費等で勘案した実質的な事業に対する貢献度合いで中小企業の占める割合が半数以下の場合は、支援対象外。
- D 連携体は、参加する各主体が持ち寄るそれぞれの「強み」である経営資源を具体的に示し、の新事業分野開拓がそれらの組み合わせにより可能となる計画となる必要がある。  
「単に共同購買を行うのみの場合等の新たな事業活動の創出に繋がらない連携」、  
「親事業者と下請事業者の取引関係」、  
「通常の商取引における売買や役務契約等の一時的な取引関係にある企業同士」等の連携については、支援対象外。
- E 工程管理や品質管理が統一的に行われるような役割分担、対外的な取引関係における責任体制のあり方等を明確化した連携事業者等間の規約等の整備が必要。

### 新事業活動を行う事業計画であること

- 「新事業活動」とは、
- ・新商品の開発または生産
  - ・新役務の開発または提供
  - ・商品の新たな生産または販売の方式の導入
  - ・役務の新たな提供の方式の導入
- など のいずれかのうち、北海道地域における該当業種の実情を勘案して新しいもの。  
北海道地域の該当業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入、研究開発に止まる事業については支援対象外。

## 新事業分野の開拓となる事業計画であること

- A 「新事業分野開拓」とは、新事業活動によって市場において事業を成立させることをいう。
- B 需要が相当程度開拓されることが必要であり、具体的な販売計画が計画されているなど事業として成り立つ蓋然性が高く、継続的に成長を遂げられる事業計画であることが必要。

## 計画期間

計画期間は、3～5年計画とする。

## 事業性の指標

「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげることが要件とする。

## 計画の認定に係る申請に必要な資料

- A 様式第1による申請書1通及びその写し1通  
【Aに添付する資料】
- B 申請事業者の定款
- C 申請事業者の最近2期間の営業報告書または事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）  
組合及びその連合会にあっては当該事業計画に参加する全ての構成員のものが必要。
- D 連携参加者の当該事業計画に関する同意書の写し
- E その他事業等の概要の分かる資料を別途お願いする場合があります。

### (3) 主な支援措置

#### 新連携対策補助金

##### A 連携体構築支援(計画認定の必要なし)

専門知識や高度な技術等を有しながら具体的事業化を図る中小企業が、自己の優れた機能(マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、研究機関、NPO、組合等)と連携構築する取り組みを支援する。

**具体的には、連携構築に資する規程の作成、コンサルタント等にかかる経費を補助。**

上限: 330万円

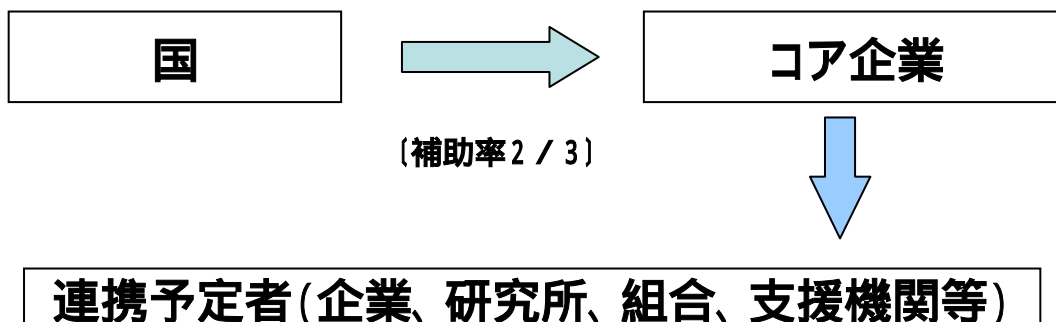
##### B 事業化・市場化支援(計画認定の必要あり)

異分野連携新事業分野開拓計画(新連携計画)の認定を受けた連携体が行う事業の市場化に必要な取り組みを支援する。

**具体的には、複数の中小企業が連携して行う事業に必要な新商品開発(製品・サービス)に係る実験、試作、連携体内の規程作成(工程管理マニュアル、共通システム構築等)、研究会、マーケティング、市場調査等にかかる経費を補助。**

上限: 3,000万円

#### スキーム図



コア企業 = 連携して行う事業の中心となる中小企業(企業組合・協業組合含む)

## 政府系金融機関の低利融資制度

「新連携計画」の認定を受けた新連携プロジェクトについて、参画する個別企業の返済能力に加え、新連携プロジェクトの評価を加味した上で、個別企業向けに融資を行う。

	国民公庫	
担保要件	担保・保証人あり 注	無担保・第三者保 証人なし
貸付限度額	設備資金 7千2百万円 運転資金 4千8百万円	2千万円
貸付利率	特利	特利 + 0.9%

注：国民公庫の融資は約9割が無担保で上乗せ金利無し。

### 【金利】

**基準金利 1.80%**

**特利 0.95%**

(平成17年10月11日時点)

	中小公庫				
担保要件	担保・保証人あり	一部担保免除 (75%)	無担保	無保証	無担保・無保証
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	免除額上限 8千万円	1企業あたり 5千万円	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1企業あたり 5千万円
貸付利率	特利	特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗金 利	特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗金 利	特利 + 0.3%	特利 + 0.3% + 中小企業の信用 リスク等に応じた 上乗金利

	商工中金			
担保要件	担保・保証人あり	一部担保免除 (75%)	無担保	無保証
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	8千万円		設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円
貸付利率	特利	特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗金 利		特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗せ 金利 + 0.4%

(注) 中小公庫・商工中金は2億7千万円以内は特利、それ以上は基準利率

## 北海道信用保証協会の信用保証の特例

「新連携計画」の認定を受けた中小企業者は、以下の措置を受けることが可能。

### 普通保証・無担保保証・無担保無保証人保証・売掛金債権担保保証の別枠化

#### 【一般の保証限度額】

普通保証(企業): 2億円  
(組合): 4億円  
無担保保証: 8,000万円  
無担保無保証人保証: 1,250万円  
売掛金債権担保保証: 1億円

+

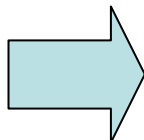
#### 【別枠】

普通保証(企業): 2億円  
(組合): 4億円  
無担保保証: 8,000万円  
無担保無保証人保証: 1,250万円  
売掛金債権担保保証: 1億円

### 新事業開拓保証の限度枠拡大

#### 【一般の保証限度額】

企業: 2億円  
組合: 4億円



#### 【枠拡大】

企業: 4億円  
組合: 6億円

## 高度化融資

「新連携計画」の認定を受けた任意グループが行う新商品の生産、研究開発等に  
必要な施設の整備に必要な資金を中小企業基盤整備機構は高度化融資により支  
援。

#### 【制度概要】

- (1) 貸付対象者: 次の要件のいずれにも該当する任意グループ
  - ア 構成員が4人以上
  - イ 構成員の2 / 3以上が認定中小企業者
- (2) 貸付対象資金: 土地、建物、構築物、設備
- (3) 貸付金利: 無利子
- (4) 貸付期間: 20年以内(うち据置3年以内)
- (5) 貸付割合: 90%

## 中小企業投資育成株式会社の支援 ～出資等により自己資本を充実したい～

- ・中小企業投資育成株式会社からの株式、新株予約権、新株予約権付社債の引き受け、コンサルティングを通じて、自己資本の充実を図ることができる。

## 特許料減免措置

「新連携計画」の認定を受けた中小企業(新連携計画終了後2年以内の中小企業も対象)のうち、技術開発を行う研究開発事業に係る特許申請を行う際の審査請求料・特許料(第1年～第3年)を半額に軽減する。

## 税制上の優遇措置(設備投資減税)

「新連携計画」の認定を受けた中小企業者等が取得した機械装置等について、取得価格の7%の税額控除(リースの場合は費用総額の60%相当額の7%)又は初年度30%の特別償却を認める。

## I P A 債務保証

新連携プロジェクトの実施において、連携するためのツールとしてITを活用するために、必要なソフトウェアの開発・購入資金及びソフトウェア開発者の教育・研修資金について、「新連携計画」に参画する個別企業の返済能力、プロジェクトの内容を評価し、無担保で債務保証を行う。

資金用途	・自社の事業活動の効率化に寄与するソフトウェアの開発・購入資金 ・ソフトウェア開発者の教育・研修資金
保証料率	年0.75%(連帯保証人2名以上の場合等は年0.5%)
保証期間	3年以内
保証額	融資額の95%以内
保証融資限度額	1件あたり150百万円以内、1社あたり300百万円以内
連帯保証人	1名以上(ただし、代表取締役は全員)
担保	無担保
取扱金融機関	取扱金融機関は、IPAにお問い合わせください。 問い合わせ先:独立行政法人 情報処理推進機構(IPA) 金融推進部 TEL:03-5978-7505

## (4) 新連携計画の認定までの流れ

まずは新連携支援北海道地域戦略会議事務局へお問い合わせください。  
～相談から事業化に至るまできめ細かにサポート～

・対象者の要件、新連携計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援措置の内容等を気軽にご相談ください。

・新連携支援北海道地域戦略会議事務局は、独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部に設置しており、中小企業診断士、コンサルタントからなる専門家が、申請書の書き方、ビジネスプランの作成の仕方などのアドバイスを行います。

・計画認定申請書は、新連携支援北海道地域戦略会議事務局または北海道経済産業局に用意しております(ホームページからダウンロード可)  
・新連携計画については、新連携支援北海道地域戦略会議事務局において事業性等の評価を行い、有望な事業については、登録している専門家が計画の磨き上げを行います。 問い合わせ先：P 30 参照！

### 【ホームページアドレス】

新連携支援北海道地域戦略会議事務局

<http://www.smrj.go.jp/kikou/branch/hokkaido/001173.html>

北海道経済産業局

<http://www.hkd.meti.go.jp>



## 北海道経済産業局への申請書の提出・認定

・北海道経済産業局に申請書を提出  
・ビジネスに精通した事業評価委員等の審査を経た後、新連携計画の認定を行います。



## 計画開始後

・新連携計画の認定後、支援措置等が行われます。  
・計画開始後、フォローアップのために計画進捗状況調査等が行われます。

## (5) 事例紹介

コア企業：(株)味のネットワーク（函館市：小売業）

連携企業等：(有)コムテック、(株)絆ワールドクリエイト、  
(財)函館地域産業振興財団

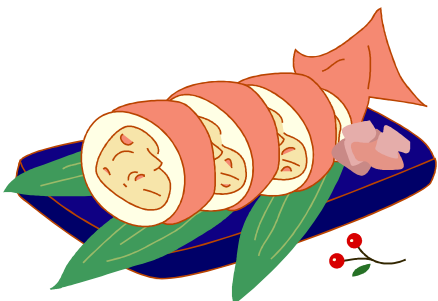
事業計画の概要：レトルト食品用自動販売機による北海道らしい食品の販売  
～忙しいビジネスパーソンに「小腹癒し」食品を手軽に提供！～

- ・従来の自動販売機による食品販売は、冷凍食品パッケージを電磁波により加熱・調理する形式で、たこ焼き、フライドポテト等の商品を提供している。
- ・このような中、レトルト加工技術を有する(株)味のネットワーク社長の「おいしいものをおいしい状態で届けたい」という思いから生まれたビジネスアイデアと連携企業の技術等が融合し、**食品のレトルトパッケージを特殊に加圧・電磁調理する自動販売機を試作。レトルト食品開発も進め、「海鮮おでん」、「イカめし」などの北海道らしいメニューの商品を自動販売機にて提供することが可能となった。**
- ・この自動販売機は、冷凍食品ではなかなか難しい「おでん」、「イカめし」などの「煮物」や「点心」などの「蒸し物」について、「旨み」を十分キープした商品の提供が可能。また、**調理時間が短時間**となるほか、常温流通・管理が可能のため、**ランニングコストが安くなること等が「強み」!**

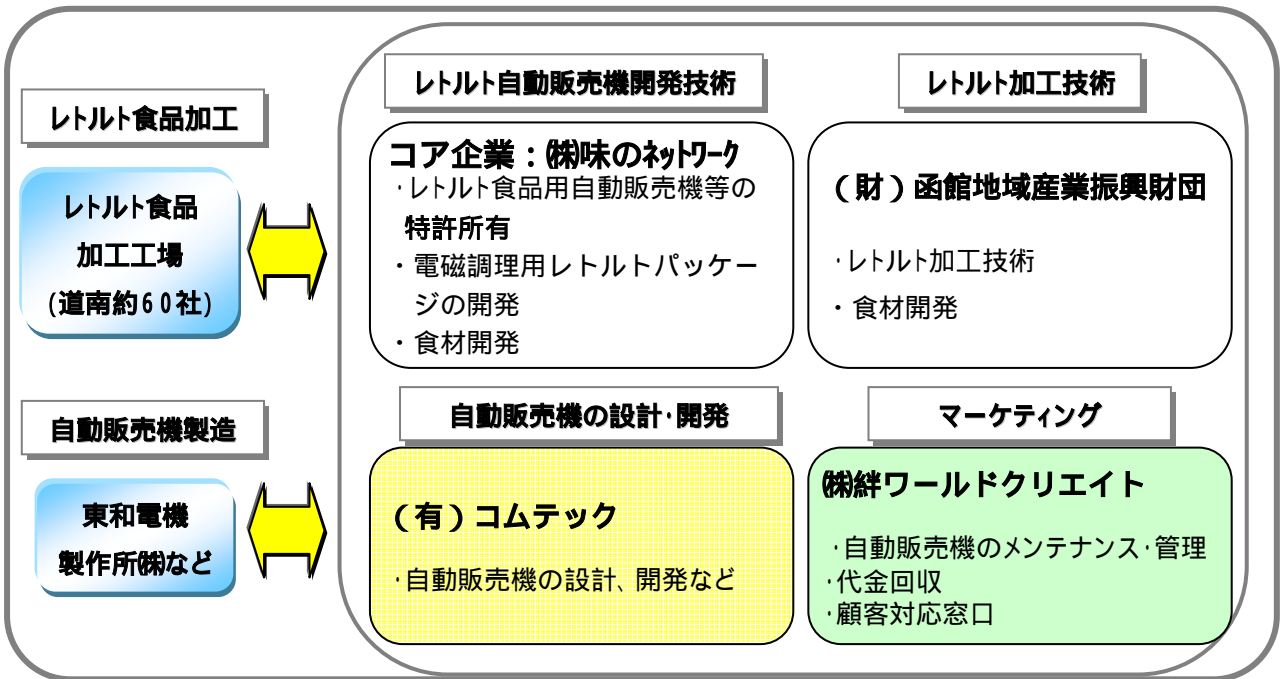
試作した自動販売機



開発したレトルト食品



## 連携モデル



### 連携効果

(株)味のネットワークの電磁調理用レトルトパッケージの開発技術  
 (有)コムテックの電磁調理器技術  
 (財)函館地域産業振興財団のレトルト食材の加工技術が融合し、短時間で調理でき、旨みをキープするレトルト食品用自動販売機が完成

### 新事業

冷凍食品自動販売機にない旨み、メニュー、コスト等を実現！

### 市場性

- 市場ターゲットは、公共交通機関、ビジネスホテルなど。
- 一部施設からは、テスト販売の要請あり。

### 支援メニュー

#### 【支援金融機関】 商工組合中央金庫

【希望する支援メニュー】 政府系金融機関の低利融資 設備投資減税

### コア企業の会社概要

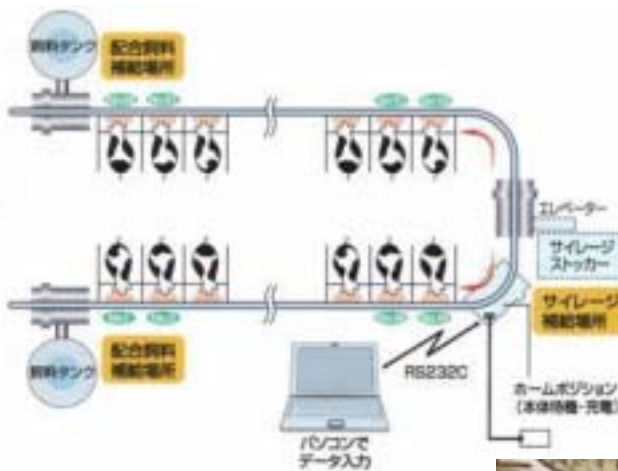
企業名・代表者	(株)味のネットワーク 代表取締役 構 良一	
所在地	函館市西桔梗町589-49	
創立	平成10年6月	
資本金・従業員数	1,000万円	12名
TEL / FAX	0138-50-8700	0138-50-8888
e-mail	anw@hotweb.or.jp	

コア企業：北原電牧(株) (札幌市：農業用機械製造業)

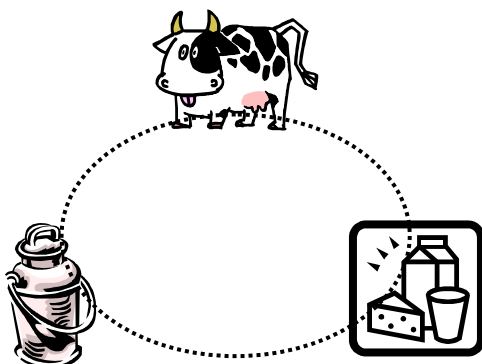
連携企業等：(株)デジック、(株)パソコム、リオン機械(株)、(株)YSテクノロジー

事業計画の概要：ITによる乳牛の高度な自動飼養管理システムの開発・販売  
～ 中小規模酪農家の省力化・規模拡大を図る！ ～

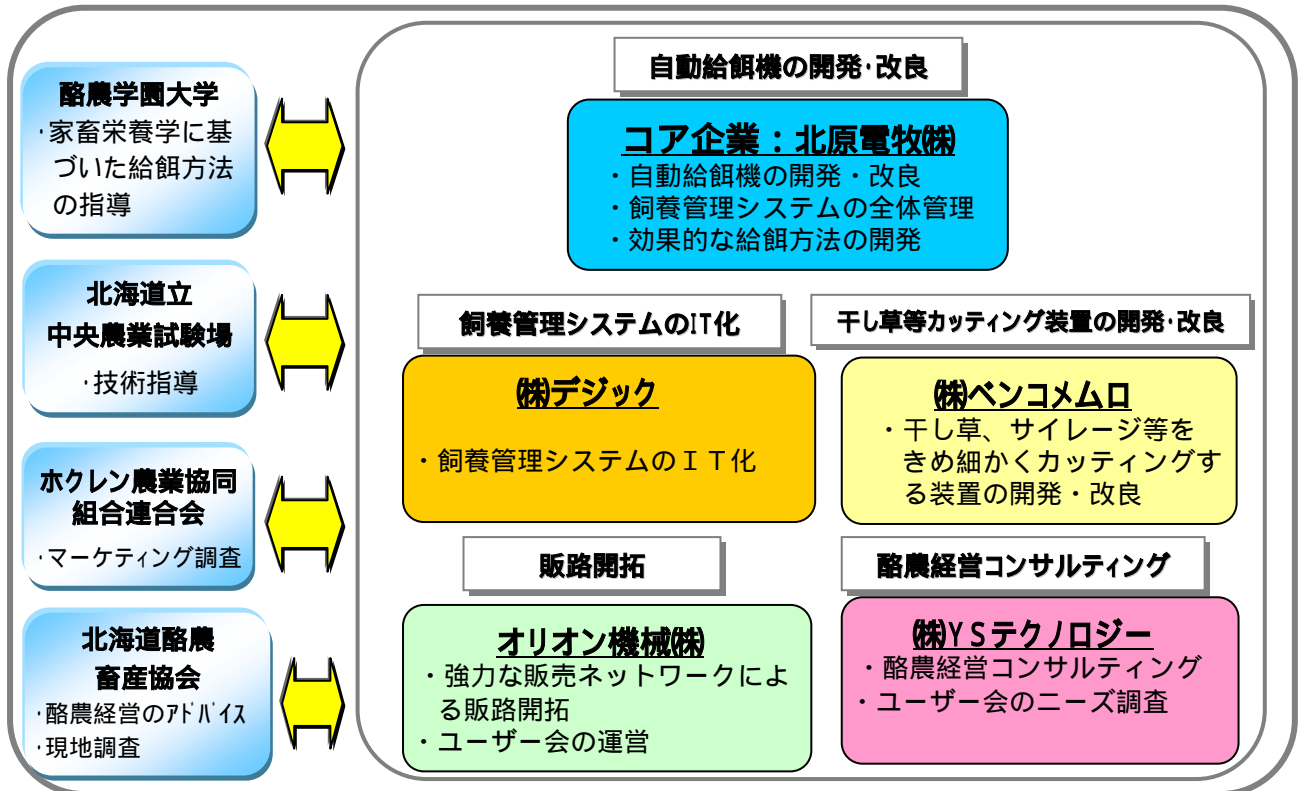
1. 我が国の酪農家の約9割は家族経営を中心とした中小規模経営であり、乳牛を一頭ずつ、つないで飼育する方式が一般的。これら酪農家は、少人数で長時間労働するケースが大半であり、給餌作業はそのかなりの部分を占めている。
2. これら酪農家は、昨今、各種機械化による省力化も行っているが、給餌作業に関しては機械化がほとんど進んでおらず、本連携体では、これらの点に着目し、IT管理による家畜の自動給餌装置を開発し、一部販売を実施した。
3. 本装置はIT管理により牛舎事務所や自宅で給餌時間や各牛ごとの給餌量の設定が可能となり、全ての飼料を無人で給餌できる。また、給餌システムにトラブルが生じた場合、インターネット経由で酪農家の携帯電話に「トラブル発生メール」が送信される。
4. 本事業では、本装置に酪農系大学の家畜栄養学に基づいた牛の個体ごとの給餌の回数・分量・飼料の効果的なブレンド等をITにて自動管理するシステムを付加する。また、販売を行った酪農家からなるユーザー会を組織して、メンバーのニーズ調査を進め、将来は個々の酪農家の実情に応じてきめ細やかに対応する飼育管理システムを開発する。
5. これにより、中小規模の酪農家が省力化、規模拡大を図ることができるとともに、飼育する乳牛の乳量の増加、乳質の向上、寿命の延長などを図ることが可能となる。



ITシステムによる自動給餌装置のイメージ



## 連携モデル



## 連携効果

- ・コア企業の自動給餌機の開発技術、連携企業のIT技術が効果的に融合し、高度な自動飼養管理システムが完成。
- ・ユーザー会の運営によるニーズの的確な把握。

## 新事業

- ・ITによる乳牛の高度な自動飼養管理システムの完成。
- ・酪農家は自動設定により手軽に乳牛の飼養を管理。

## 市場性

- ・市場ターゲットは、全国の中小規模酪農家。
- ・連携企業の強力な販売ネットワークやユーザー会のネットワークにより、マーケティングを強化。

## 支援メニュー

### 【支援金融機関】 中小企業金融公庫

【希望する支援メニュー】 政府系金融機関の低利融資 補助金 設備投資減税

## コア企業の会社概要

企業名・代表者	北原電牧株式会社 代表取締役 北原 慎一郎	
所在地	札幌市東区北19条東4丁目	
創立	昭和28年12月	
資本金・従業員数	6,000万円	42名
TEL / FAX	011-711-6136	011-741-7253
e-mail	info@kitaharadenboku.com	
URL	http://www.kitaharadenboku.com	

コア企業：草野作工(株) (江別市：建設業)

連携企業等：(株)Will-E、(株)プラウシップ

事業計画の概要：下水道維持補修工専用超小型穿孔(せんこう)ロボットの開発・販売  
～超小型化により住宅側の細い管からスピーディーに作業が可能！～

1. 現在、全国に敷設されている下水道管は36万kmを超えている。このうち、耐用年数と言われている敷設50年を超える下水道管は、今後、加速度的に増加することが見込まれている。
2. 下水道が老朽化した際、既設の管を撤去し、新品の管を設置し直す場合、相当程度のコストがかかるため、一般的には老朽化した管の内側を特殊樹脂でコーティングする形で新しい管(更生管)を形成する工法により補修するケースが増加している。
3. この工法では、特殊樹脂をマンホールから本管に入れて施工するが、この際、各家庭から排水されてくる取付管の穴もふさいでしまう。そこで、これまではマンホールから穿孔ロボットを入れて、このふさいだ穴を本管の内側から開けているが、従来のロボットでは本管側からコーティングされている取付管の位置を探すことが難しく、施工時間が長くなってしまふとともに、マンホールの上の道路を交通規制する必要がある等の難点があった。
4. そこで、本連携体では特殊技術を駆使して超小型の穿孔ロボットの試作品を開発(特許取得)。各住宅の宅地樹から細い取付管にロボットを進入させ、自重で接合部(ふさがった穴の部分)に到達。CCDカメラにより映された画面を見ながらパネル操作を行い、先端のドリルやカッターで精巧に穴を開けることができるようにした。
5. これにより、従来の工法では時間がかかった穿孔位置の特定が容易になり、ひとつの取付管当たりの施工時間を約半分の1時間程度に短縮できるとともに、交通規制が不用となるなど、大幅なコストダウンが可能となる(1/3程度)。また、仮に何らかの理由で取付管の位置がズレてしまっている場合でも、本ロボットは本管のコンクリートを切削する能力を有しているため、問題なく穿孔作業を進めることができる。
6. 本事業では、ロボットの更なるコンパクト化、操作の簡略化を行うために、実地実験を重ね、機能、部品等の改良を行い、「超小型穿孔ロボット」を完成させ、施工業者への売り込み、サポート体制の強化などを行う。

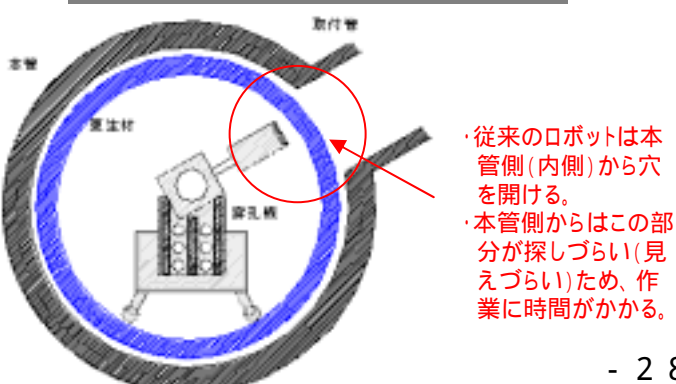
特殊樹脂で本管をコーティングした直後の状態



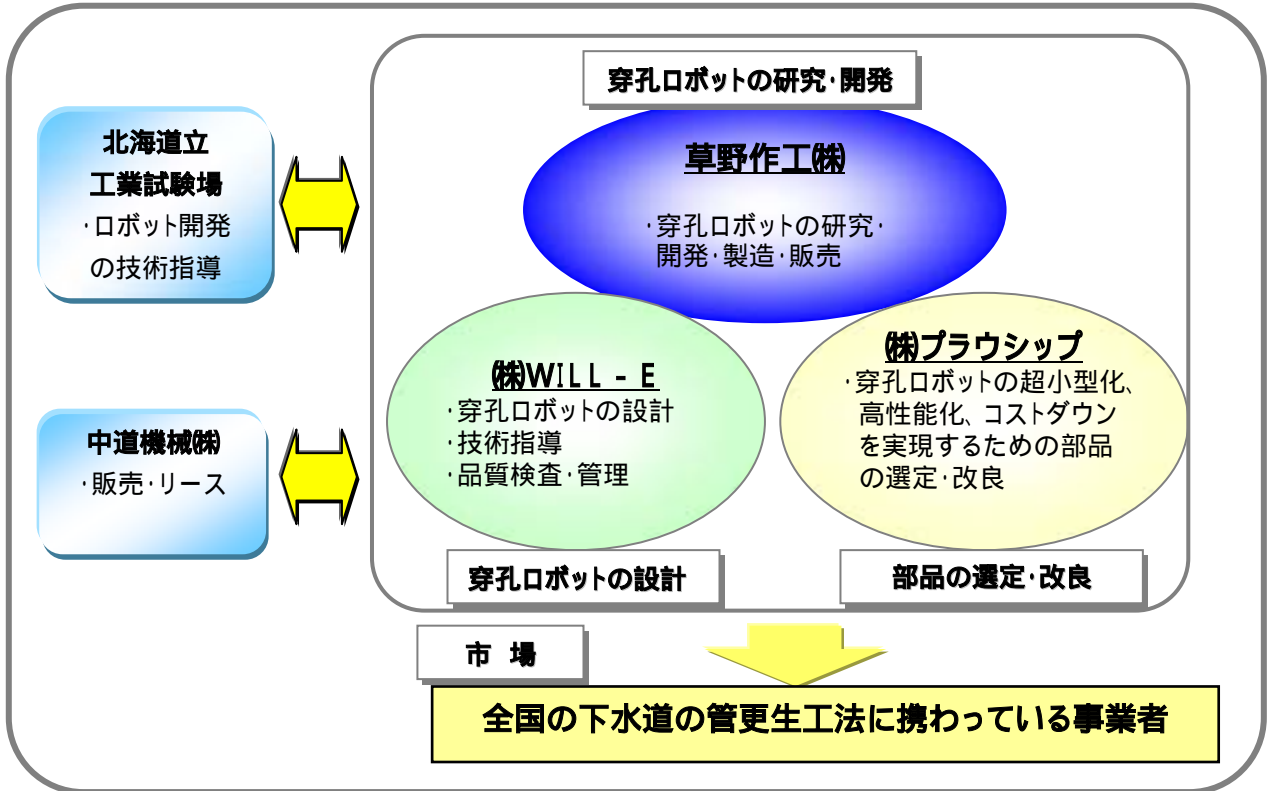
本連携体のロボットが作業するイメージ



従来のロボットが作業するイメージ



## 連携モデル



## 連携効果

- ・連携体企業による穿孔ロボットの設計、開発、部品改良が効果的に融合し、超小型化、高性能化、コストダウンを実現。

## 新事業

- ・従来ロボットは本管側から穿孔していたが、本事業は超小型化を実現させ、細い取付管側からの穿孔を可能とした。

## 市場性

- ・市場ターゲットは、全国の下水道の管更生工法に携わっている事業者。
- ・まずは下水道年齢が古く、地下埋設物が複雑に施工されている地域(主要都市など)を中心にマーケティングを実施。

## 支援メニュー

【希望する支援メニュー】 補助金 設備投資減税

## コア企業の会社概要

企業名・代表者	草野作工(株) 代表取締役 草野 貴友	
所在地	江別市上江別西町16番地	
創立	昭和28年4月	
資本金・従業員数	9,000万円	50名
TEL / FAX	011-382-2135	011-382-5857
e-mail	kazunori@kusanosk.co.jp	
URL	http://www.kusanosk.co.jp	

# 問い合わせ先一覧

メニュー	問い合わせ先
創業支援全般	北海道経済産業局地域経済部新規事業課 TEL: 011 - 709 - 2311 (内2560~2562) <a href="http://www.hkd.meti.go.jp">http://www.hkd.meti.go.jp</a>
経営革新支援全般	北海道経済部商工振興課経営支援グループ TEL: 011 - 231 - 4111 (内26-222) <a href="http://www.pref.hokkaido.jp/keizai/kz-ssnko/sanshin/keieikakusin/index.htm">http://www.pref.hokkaido.jp/keizai/kz-ssnko/sanshin/keieikakusin/index.htm</a>
	各支庁経済部商工労働観光課
	石狩支庁 TEL: 011 - 231 - 4111
	渡島支庁 TEL: 0138 - 47 - 9000
	檜山支庁 TEL: 01395 - 2 - 1010
	後志支庁 TEL: 0136 - 22 - 1111
	小樽商工労働事務所 TEL: 0134 - 22 - 5525
	空知支庁 TEL: 0126 - 23 - 2231
	上川支庁 TEL: 0166 - 46 - 5111
	留萌支庁 TEL: 0164 - 42 - 1511
	宗谷支庁 TEL: 0162 - 33 - 2510
	網走支庁 TEL: 0152 - 44 - 7171
	胆振支庁 TEL: 0143 - 22 - 9131
	日高支庁 TEL: 0146 - 22 - 2211
	十勝支庁 TEL: 0155 - 24 - 3111
	釧路支庁 TEL: 0154 - 41 - 1131
根室支庁 TEL: 0153 - 23 - 6131	
新連携支援全般	新連携支援北海道地域戦略会議事務局 (独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道支部) TEL: 011 - 738 - 2100 <a href="http://www.smrj.go.jp/kikou/branch/hokkaido/001173.html">http://www.smrj.go.jp/kikou/branch/hokkaido/001173.html</a>
中小企業新事業活動促進法全般 新連携支援全般	北海道経済産業局産業部中小企業課 TEL: 011 - 709 - 2311 (内2575~2577) <a href="http://www.hkd.meti.go.jp">http://www.hkd.meti.go.jp</a>
政府系金融機関の支援	中小企業金融公庫 ( <a href="http://www.jfs.go.jp">http://www.jfs.go.jp</a> )
	札幌支店 TEL: 011 - 281 - 5221
	函館支店 TEL: 0138 - 23 - 7175
	旭川支店 TEL: 0166 - 24 - 4161
	釧路支店 TEL: 0154 - 43 - 2541
	国民生活金融公庫 ( <a href="http://www.kokukin.go.jp">http://www.kokukin.go.jp</a> )
	札幌支店 TEL: 011 - 231 - 9131
	札幌北支店 TEL: 011 - 726 - 4221
	函館支店 TEL: 0138 - 23 - 8291
	旭川支店 TEL: 0166 - 23 - 5241
	帯広支店 TEL: 0155 - 24 - 3525
	釧路支店 TEL: 0154 - 22 - 8131
	北見支店 TEL: 0157 - 24 - 4115
	室蘭支店 TEL: 0143 - 44 - 1731
	小樽支店 TEL: 0134 - 23 - 1167
	商工組合中央金庫 ( <a href="http://www.shokochukin.go.jp">http://www.shokochukin.go.jp</a> )
	札幌支店 TEL: 011 - 241 - 7231
	函館支店 TEL: 0138 - 23 - 5621
	旭川支店 TEL: 0166 - 26 - 2181
帯広支店 TEL: 0155 - 23 - 3185	
釧路事務所 TEL: 0154 - 42 - 0671	
信用保証制度	北海道信用保証協会 ( <a href="http://www.cgc-hokkaido.or.jp">http://www.cgc-hokkaido.or.jp</a> )
札幌本所 TEL: 011 - 241 - 2230	
函館支所 TEL: 0138 - 23 - 8425	
旭川支所 TEL: 0166 - 24 - 1441	
帯広支所 TEL: 0155 - 24 - 3658	
釧路支所 TEL: 0154 - 23 - 1361	
北見支所 TEL: 0157 - 24 - 5196	
室蘭支所 TEL: 0143 - 45 - 6001	
小樽支所 TEL: 0134 - 22 - 5188	
苫小牧支所 TEL: 0144 - 33 - 1751	
滝川支所 TEL: 0125 - 23 - 1201	